

- 1 ① 外交関係の処理は、内閣の権限である（憲法 73 条 2 号）。なお、枝文②は憲法 67 条 1 項、枝文③は憲法 96 条 1 項、枝文④は憲法 83 条、枝文⑤は憲法 8 条及び 88 条を参照。
- 2 ⑤ 専決は、内部的に意思決定権を委ねるものにすぎず、その後に行われる対外的な権限行使は、あくまで本来の行政庁の名前において行われる。
- 3 ③ 判例（最決昭 56. 4. 8）は、交通事件原票中の供述書について、「その文書の性質上、作成名義人以外の者がこれを作成することは法令上許されないものであって、右供述書を他人の名義で作成した場合は、あらかじめその他人の承諾を得ていたとしても、私文書偽造罪が成立する」と判示している。
- 4 ④ 裁判所が行う押収物の還付は、検察官、被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない旨規定されている（刑訴法 124 条 1 項）。しかし、同項は、捜査機関が捜査段階で行う還付において準用されていないため、捜査機関は、被疑者や弁護人の意見を聴くことなく、独自の判断で還付を行うことができる。
- 5 ② 公用文の文体は、原則として「である」体を用いる。ただし、伺い、願い、届け、申請書、報告等の文書や、部外に発送する照会、回答等の文書は、なるべく「ます」体を用いる。
- 6 ② 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行令 1 条各号に列挙されている「特殊開錠用具」に、ドライバーは挙げられていない。なお、一定のドライバーについては、「指定侵入工具」に当たる（同施行令 2 条）。
- 7 ④ 警察官が 1 人で徒歩により同行する場合は、相手から不意の攻撃を受けたり、逃走されたりすることを防ぐため、いかなる場合であっても、相手よりも先行して背後を見せるなどしてはならない。
- 8 ③ 現場で見落としがあった場合でも、再度現場に行き、非公式に見直しを行って調書を作成してはならない。そのようなことを行うと、実況見分の際に全く存在しなかった状況を撮影してしまったり、調書に記載してしまったりして、後日、それらの点が公判廷で争われ、適正な部分についてまで信用性が疑われるなど、調書全体の証明力が失われるおそれがあるからである。
- 9 ① 正しくは、「自転車は、車道が原則、歩道は例外」である。道交法上、自転車は軽車両に位置付けられており（2 条 1 項 11 号）、歩道と車道の区別がある所では、車道通行が原則である。
- 10 ⑤ 「立っていることが困難になる。」は、震度階級 6 弱における人の体感・行動である。震度階級 5 弱における人の体感・行動は、「大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。」である。